

警報発令時の対応

H25.10～

関市立富野中学校

★関市の警報発令時の対応の基本が変更となりましたので、それに伴い、本校の「警報発令時の対応」も変更いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 「警報」が発令された場合の休業及び登下校の原則

(1) 生徒が登校する以前に「暴風・大雨・洪水・特別警報」が発令されている場合

- ①警報が解除されるまで家庭において待機させてください。
- ②始業時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。
- ③始業時刻の2時間前から午前11時までには警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始します。

***川の増水、通学路上の異常な水、山やがけが崩れ始めているなど通学が危険と思われる場合は、保護者の判断で登校を取り止め、学校に連絡してください。**

- ④午前11時を過ぎてから解除された場合は、学校は休業（休み）とします。

(2) 生徒が登校してから暴風・大雨・洪水・特別警報が発令された場合

- ①下校時刻までに警報が解除された場合は、下校時の気象状況（台風の位置、規模、強さ、速度等）、道路・交通状況等を判断し、生徒を安全に帰宅させ得ると認められた場合は、教師の見届けのもとでの下校とします。ただし、安全が確認できない場合は、学校待機とします。
- ②下校時刻になっても警報が解除されない場合は、学校待機とします。
- ③学校待機になった場合は、状況によっては保護者の方に「引き渡し」（お子様を学校まで引き取りに来ていただく）をお願いすることがあります。

(3) 警報が発令されてはいるが、発令が予想される場合

- ①気象状況（台風の位置、規模、強さ、速度等）、道路・交通状況等を判断し、校長が警報発令に先立って休業や授業の打ち切りを決定することがあります。
- ②校長が始業前に休業を決定した場合や授業を打ち切る場合は、学校メール等によって確実に保護者の方へ連絡をします。

2. 大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

- (1) この場合も、他の警報と同様（上記1と同じ扱い）としますが、気象情報や地域の状況、通学路の状況等により、登下校の危険、困難程度が異なりますので、学校と教育委員会が協議し、必要に応じて学校メールで休業及び授業打ち切り等の連絡をいたします。

***学校からの連絡がない場合でも、危険と思われるような場合は、保護者の判断で登校を取り止めるなどの安全への対応をお願いします。その旨、学校への連絡もお願いします。**